

学

対象となる条件 （建築物全体で対象用途に供する床面積の合計が**100㎡**を超える場合に限る）

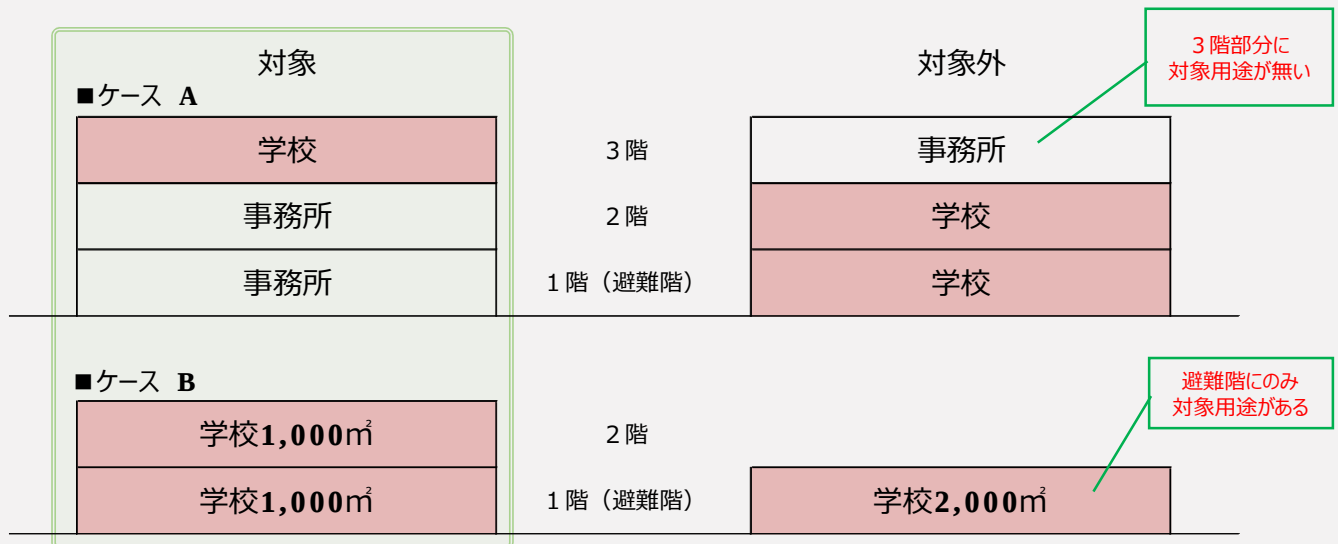
ケースA 3階以上に対象用途に供する部分がある建築物

ケースB 対象用途に供する床面積の合計が**2,000㎡**以上の建築物

※避難階にのみ対象用途がある場合は除く（ケースA～Bに適用）

【根拠条文】

建築基準法第6条第1項第一号＋令第16条第2項のうち府内特定行政庁が指定している建築物



イメージ図

事

令和7年4月1日より、事務所その他これに類する用途に供する建築物の報告対象規模が拡大されました。

詳しくは、大阪府HPをご確認ください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o130190/kenshi_anzen/teiho/r70401.html

館・博

◎ 建築物全体で対象用途に供する床面積の合計が200㎡を超える場合

対象となる条件

ケースA 3階以上に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物

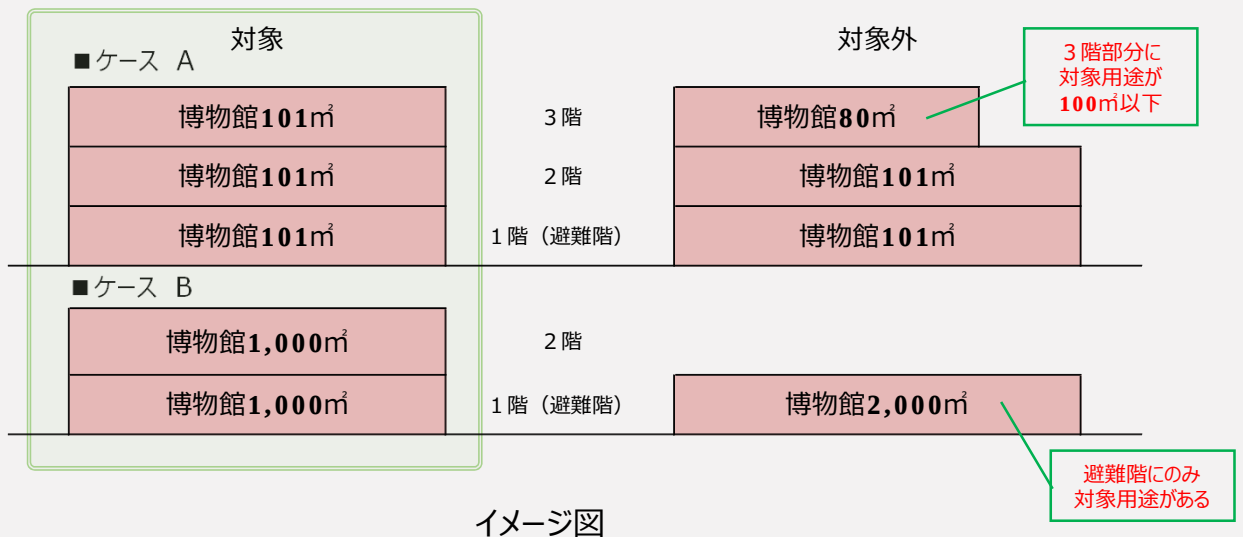
ケースB 対象用途に供する床面積の合計が2,000㎡以上の建築物

※避難階にのみ対象用途がある場合は除く（ケースA～Bに適用）

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第1項第四号

⇒平成28年1月21日国土交通省告示第240号に具体的に記載されている建築物



◎ 建築物全体で対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の場合

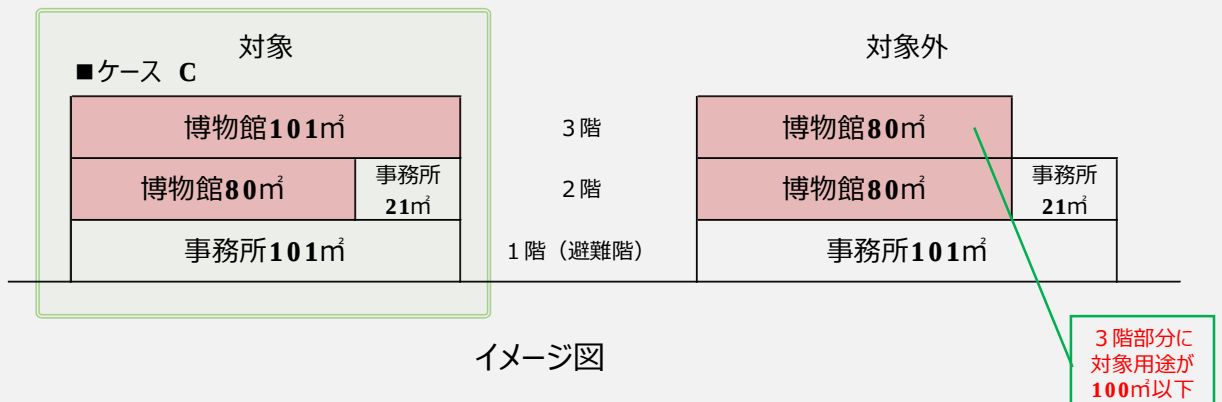
対象となる条件

ケースC 階数が3以上であり3階以上に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物

※避難階にのみ対象用途がある場合は除く

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第2項のうち、府内特定行政庁が指定している建築物



集・映①

◎ 建築物全体で対象用途に供する床面積の合計が200㎡を超える場合

対象となる条件

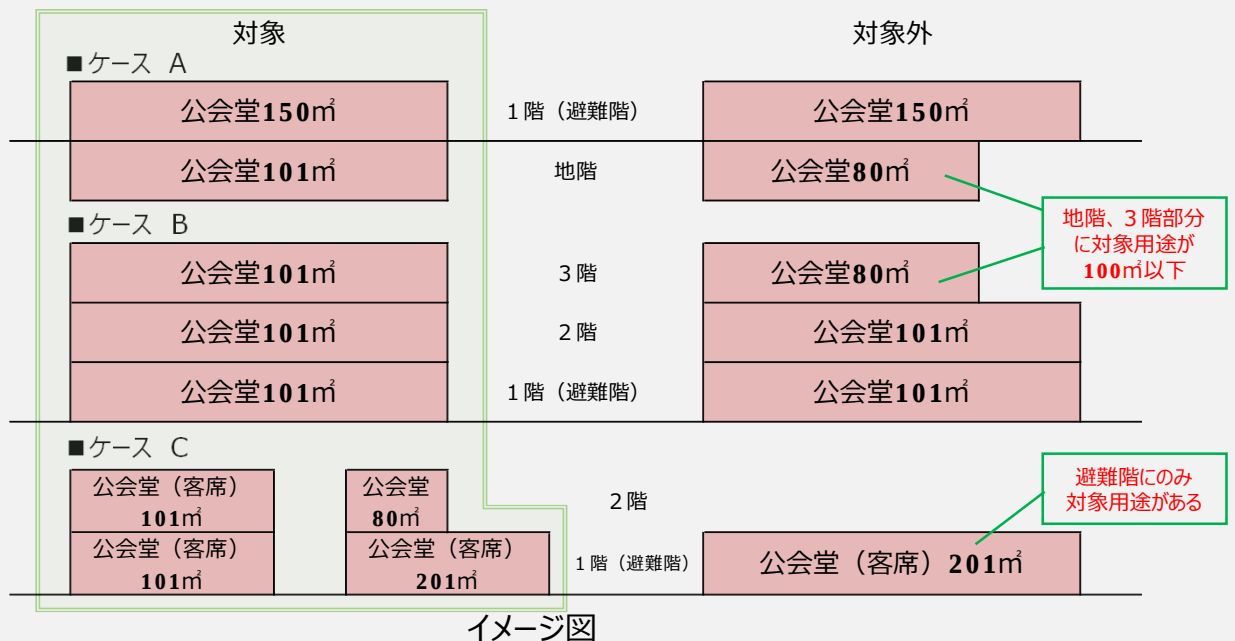
- ケースA 地階に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物
- ケースB 3階以上に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物
- ケースC 客席部分の床面積の合計が200㎡以上の建築物

※避難階にのみ対象用途がある場合は除く（ケースA～Cに適用）

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第1項第一号

⇒平成28年1月21日国土交通省告示第240号に具体的に記載されている建築物



◎ 建築物全体で対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の場合

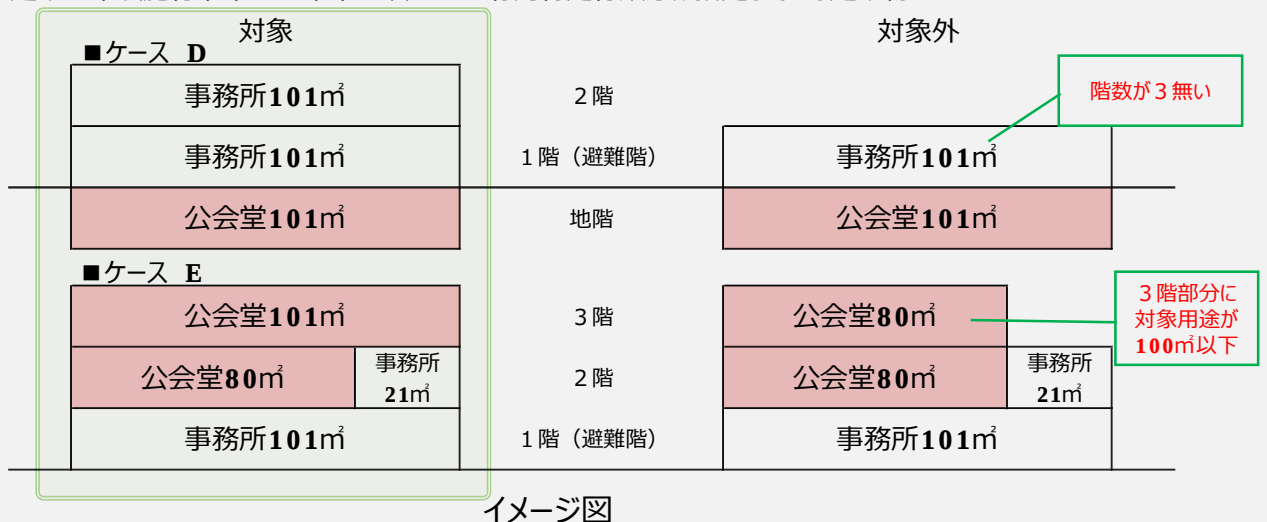
対象となる条件

- ケースD 階数が3以上であり地階に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物
- ケースE 階数が3以上であり3階以上に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物

※避難階にのみその用途がある場合は除く（ケースD～Eに適用）

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第2項のうち、府内特定行政庁が指定している建築物



◎ 建築物全体で対象用途に供する床面積の合計が200㎡を超える場合

対象となる条件

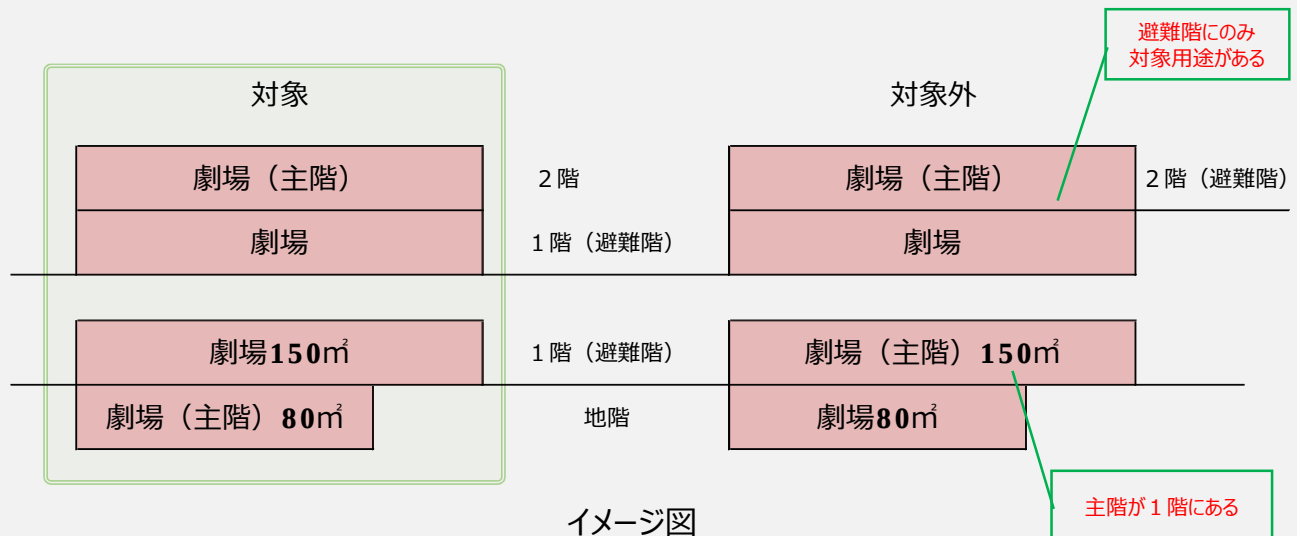
主階が1階にない建築物

※避難階にのみ対象用途がある場合は除く

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第1項第二号

⇒平成28年1月21日国土交通省告示第240号に具体的に記載されている建築物



◎ 建築物全体で対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の場合

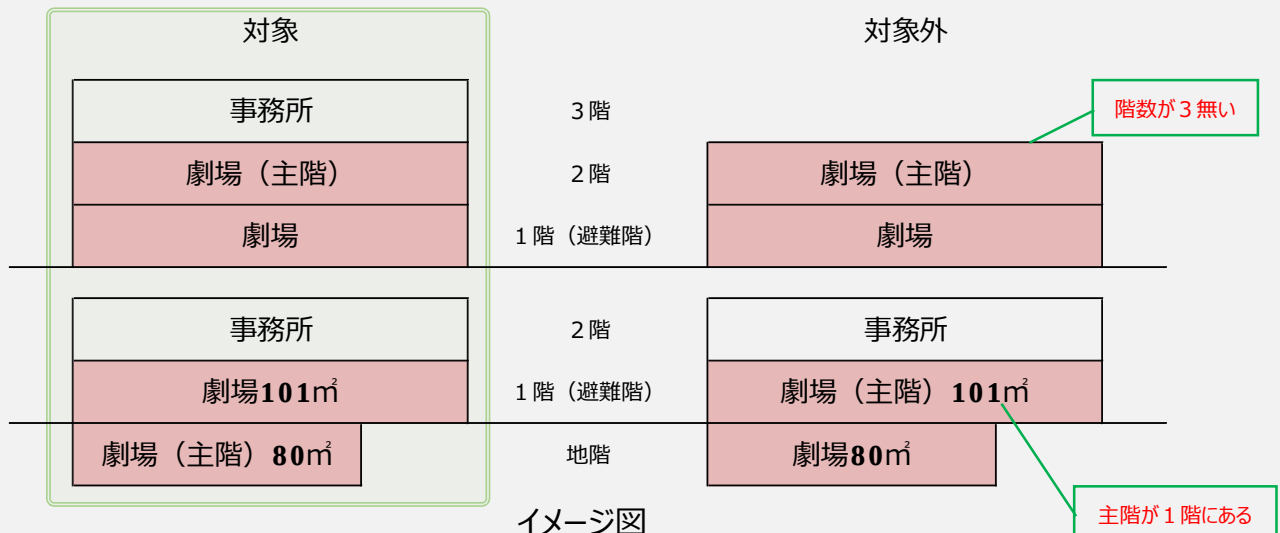
対象となる条件

階数が3以上であり主階が1階にない建築物

※避難階にのみその用途がある場合は除く

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第2項のうち、府内特定行政庁が指定している建築物



旅・病・診・児・寄特・共特

◎ 建築物全体で対象用途に供する床面積の合計が200㎡を超える場合

対象となる条件

ケースA 地階に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物

ケースB 3階以上に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物

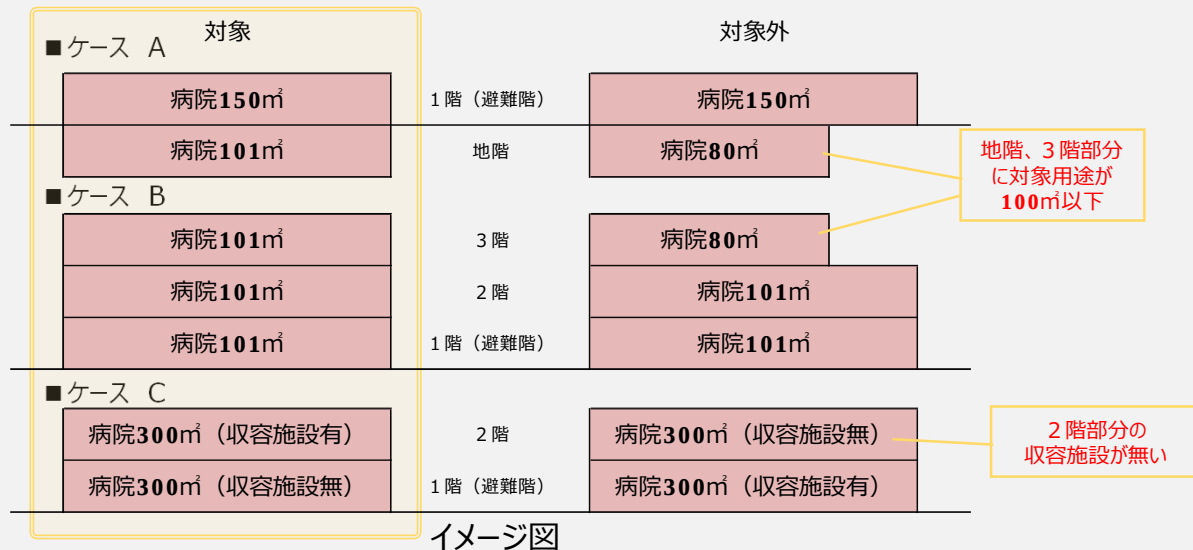
ケースC 2階部分の対象用途に供する床面積の合計が300㎡以上の建築物
(ケースCの病院、診療所は2階部分に収容施設がある場合に限る)

ケースA 病・診・児・寄特・共特の防火設備については、上記ケースに関わらず対象
※避難階にのみ対象用途がある場合は除く(ケースA~Cに適用)

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第1項第三号

⇒平成28年1月21日国土交通省告示第240号に具体的に記載されている建築物



◎ 建築物全体で対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の場合

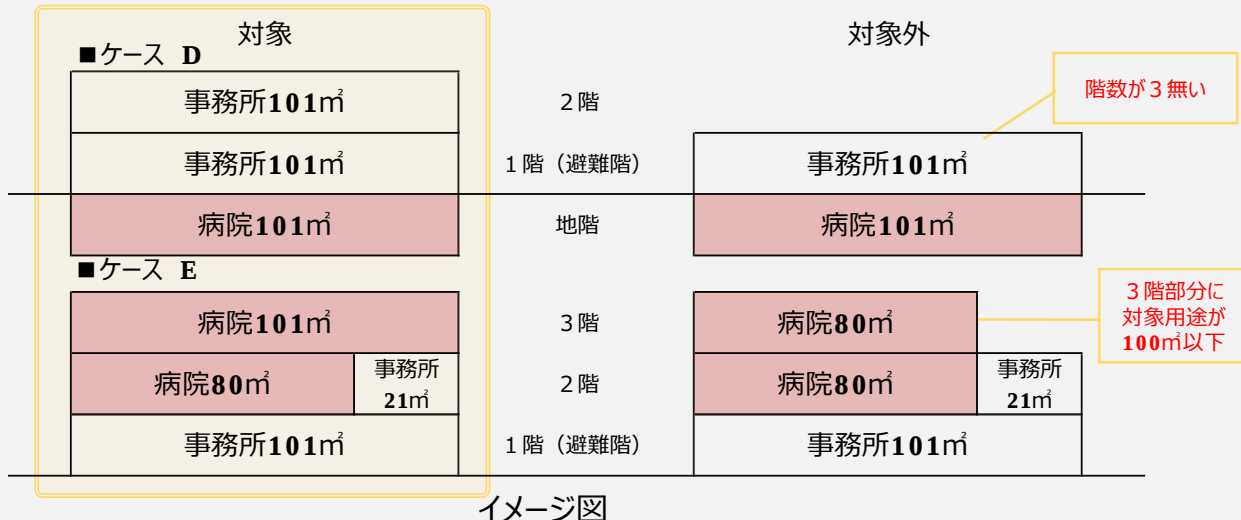
対象となる条件

ケースD 階数が3以上であり地階に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物

ケースE 階数が3以上であり3階以上に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物
※避難階にのみその用途がある場合は除く(ケースD~Eに適用)

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第2項のうち、府内特定行政庁が指定している建築物



百・飲・遊・浴・混

◎ 建築物全体で対象用途に供する床面積の合計が200㎡を超える場合

対象となる条件

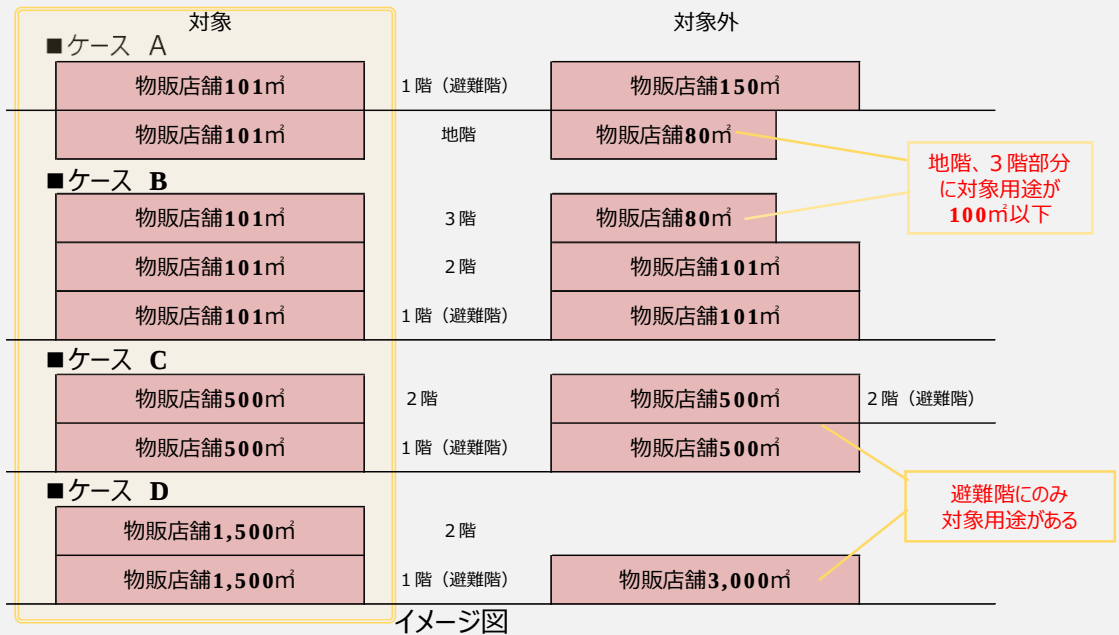
- ケースA 地階に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物
- ケースB 3階以上に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物
- ケースC 2階部分の対象用途に供する床面積の合計が500㎡以上の建築物
- ケースD 対象用途に供する床面積の合計が3,000㎡以上の建築物

※避難階にのみ対象用途がある場合は除く（ケースA～Dに適用）

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第1項第三号

⇒平成28年1月21日国土交通省告示第240号に具体的に記載されている建築物



イメージ図

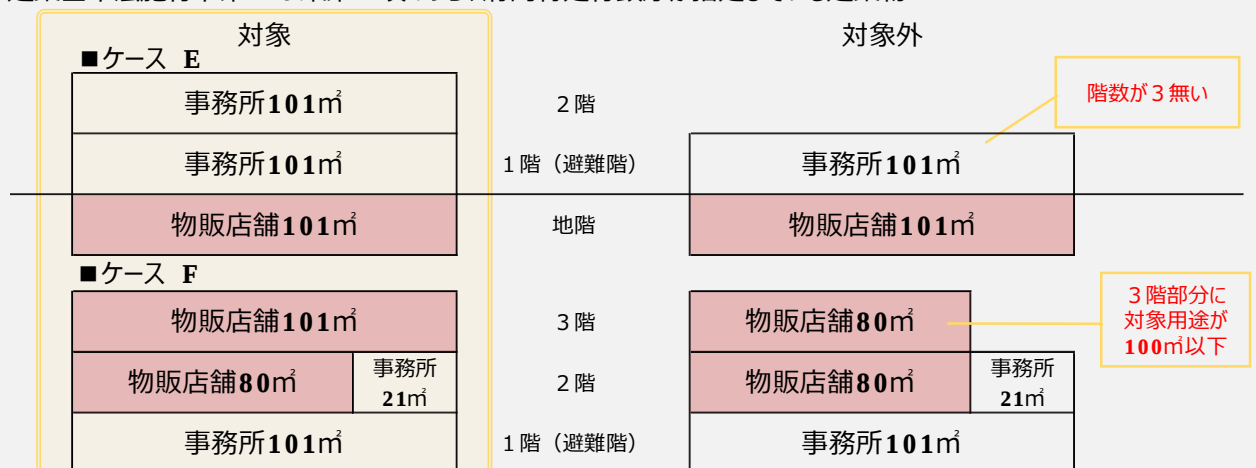
◎ 建築物全体で対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下の場合

対象となる条件

- ケースE 階数が3以上であり地階に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物
 - ケースF 階数が3以上であり3階以上に対象用途に供する床面積の合計が100㎡を超える建築物
- ※避難階にのみその用途がある場合は除く（ケースE～Fに適用）

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第2項のうち、府内特定行政庁が指定している建築物



イメージ図

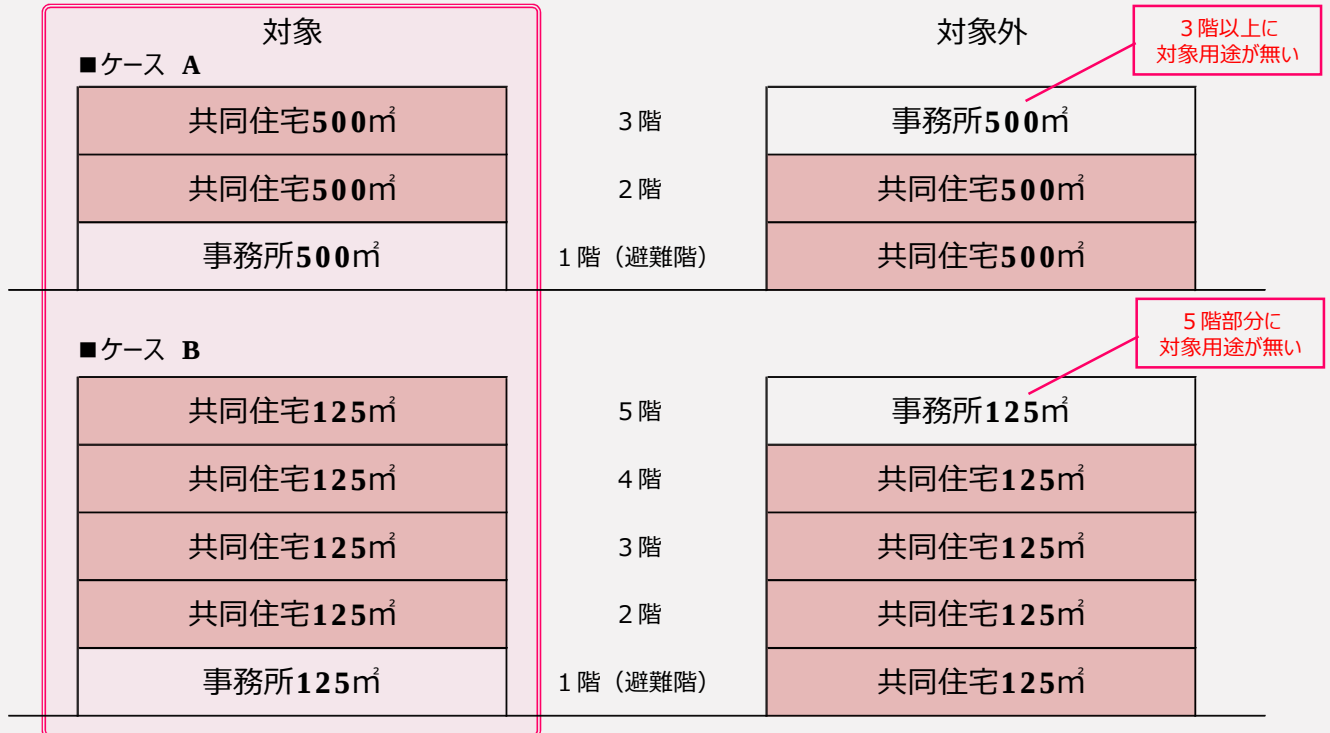
寄・共

対象となる条件

- ケースA 3階以上に対象用途に供する部分があり、
対象用途に供する床面積の合計が1,000㎡以上の建築物
- ケースB 5階以上に対象用途に供する部分があり、
対象用途に供する床面積の合計が500㎡以上の建築物

【根拠条文】

建築基準法第6条第1項第一号のうち府内特定行政庁が指定している建築物



イメージ図

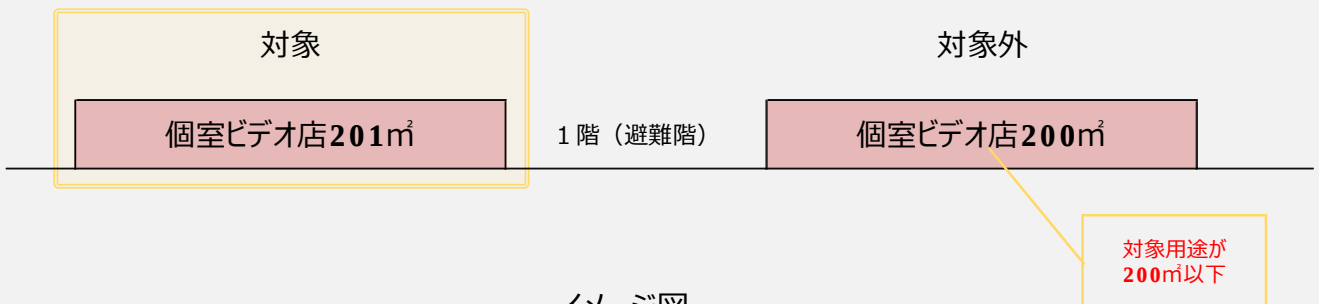
遊個

対象となる条件

対象用途に供する床面積の合計が200㎡を超える建築物

【根拠条文】

建築基準法施行令第16条第2項のうち、府内特定行政庁が指定している建築物



イメージ図